

玄海原子力発電所3号機 第14回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の15 第1項 (施設定期検査)

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項 (定期事業者検査)

2. 施設定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体
- (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 計測制御系統施設
- (5) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (6) 放射線管理施設
- (7) 原子炉格納施設
- (8) 非常用電源設備
- (9) 蒸気タービン本体及び蒸気タービンの附属設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体193体のうち、72体を取り替えた。

なお、取り替えた燃料の一部に、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 (MOX燃料) を4体使用。

4. 今後の検査予定

総合負荷性能検査 (8月中旬)

5. その他

全国の事業者で情報を共有し、保全活動向上に資するために、原子力安全推進協会の原子力施設情報公開ライブラリー (ニューシア) に登録するものがあった。

- ・ 定期事業者検査「制御棒クラスタ検査」において、プラグニングデバイス※を検査架台へ設置しようとしたところ、一部が変形したことから、予備品と交換した。
なお、本件は、安全上の問題はなく、国などの関係個所への連絡対象ではない。

※ 制御棒クラスタ等を挿入しない燃料集合体に挿入し、燃料集合体に流れる冷却水の流量を調整するための栓。

以 上